

# おんが

1

No.523  
平成4年

月25日号

## 新春の風物詩

# どんど焼き

小正月の一月十五日、旧停区の観ノ目公園で新春恒例のどんど焼きが行われ、訪れた約80人が今年一年の無病息災を祈りました。区民から寄せられた約60個のしめ飾りなどを積み込んだ高さ五メートルのやぐらに火を入れると、みるみるうちに炎が高く上り、会場から歓声が湧き起こりました。



いつも間際になってあわてていませんか。

# 税の申告は正しく早めに！

今年も確定申告の時期が近づいてきました。遠賀町では次の日程で所得税の確定申告と町県民税の申告の相談・受付けを行います。該当される人はもれなく申告してください。

**次のような人は必ず確定申告をしてください。**

- 三年分の事業所得、不動産所得などの合計所得金額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額を超える人
- 給与所得者で次のような人
- ① 給与の年収が一、五〇〇万円を超える人
- ② 二か所以上から給与を受けている人
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が二〇万円を超える人

なお、白色申告者で事業所得や不動産所得、山林所得がある人は確定申告書に収支内訳書を添付しなければならぬことになっていきます。確定申告をしなければならぬ人が、期限までに申告しなかったり間違った申告をしますと、後で

加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。

昨年確定申告をして所得税を納めた人や、事業所得などがある人また、昨年中に不動産の譲渡があった人には、若松税務署から申告書が郵送されます。

申告の期日が町県民税の申告と異なりますので、指定の期日に申告をしてください。

特に譲渡所得申告の人は、役場会場での申告受け付けが二日間だけになっていますのでご注意ください。

● **配偶者特別控除について**  
配偶者特別控除の額は、配偶者の所得に応じて決定されます。申告には配偶者の所得がわかるもの（源泉徴収票など）をお持ちください。

## ■確定申告の受付け

- 時間 午前9時～12時 午後1時～4時
- 場所 役場2階 大会議室
- 日程

2月18日(火)	19日(水)	20日(木)	26日(水)	27日(木)	28日(金)	3月2日(月)	3日(火)	2月28日(金)	3月3日(火)
----------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	----------	---------

若松税務署より所得税確定申告書の送付があった人で特に日時の指定がない人は上記のいずれかの日に申告をしてください。

譲渡所得のある人

## 申告をすると所得税が還付される人

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されます。

- ① 民間の金融機関や住宅金融公庫などから住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した人
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を払った人
- ③ 火災や風水害、盗難などの被害を受けた人

## 住

宅ローンなどを利用してマイホームを新築したり、増改築などをしたときには、確定申告をすれば、入居した年から六年間、住宅取得等特別控除を受けることができます。

ただし、サラリーマンの人は、一年目に確定申告をすると二年目からは年末調整で控除が受けられ



ます。

## ● 控除額の計算は

平成三年三月三十一日までに取得した場合には

① 住宅ローンなどのうち償還部分の利率が1%以上2,000万円を超えて、かつ償還額が2,000万円以下の場合には

最高二〇万円までです。

四月一日以後に取得した場合には

① 住宅ローンなどのうち償還部分の利率が1%以上2,000万円を超えて、かつ償還額が2,000万円以下の場合には

最高二十五万円までです。

● 控除を受けられる要件は

- ① 住宅取得後六か月以内に入居し引き続いて居住していること
- ② 住宅の床面積が四〇㎡以上であること

四月一日以後取得のものについては、 $400m^2$ 以上、 $2200m^2$ 以下であること

⑧控除を受ける年の所得金額が、 $300万円$ 以下であること  
四月一日以後取得のものについては、所得金額が $200万円$ 以下であること

④住み始めた年とその年の前後2年以内に、居住用財産の譲渡所得の特別控除や買換え(交換)などの課税の特例を受けていないか、または受けないこと

⑤民間の金融機関や住宅ローンを利用していること、建設業者などから購入した場合の債務を賦払いの方法で支払っていること

⑥住宅ローンなどの返済期間が十年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

⑦中古住宅の場合は、さらに、築十年以内の建物で、使用されたことがあること

⑧増改築などの場合は、さらに、工事費用が百万円を超える増改築、大規模な修繕であること

●必要な添付書類は  
①住民票の写し  
②登記簿謄本、請負契約書や売買契約書など、建物の取得年月日・床面積・価格などを示した書類  
③住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書  
④増改築などの場合は、さらに、建築確認通知書の写し、検査済

証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書  
⑤源泉徴収票

●病  
気やけがなどで多額の医療費を支払った場合、確定申告をすれば医療控除が受けられます。  
医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、美容整形や健康診断の費用、健康増進のためのビタミン剤などの購入費用は、医療費に含まれません。

●控除額の計算は  
(A) 負担した医療費  $\div$  3年中に支払った医療費の総額  $\times$  対象年齢などで補てんされた金額  
(B)  $10万円$ またはその年中の所得金額の $5\%$ の、どちらか少ないほうの金額

●必要な添付書類は  
①支払った医療費の領収書  
②保険などで補てんされた金額がわかる書類  
③源泉徴収票

●火  
災や風水害などの災害や盗難などで、住宅や家財に損害を受けたり、やむをえない支出をした場合には、雑損控除が受け

られます。  
●控除額の計算は  
(A) 損失額  $\times$  所得金額の $10\%$   
(B) 損失額のうち災害関連支出の金額  $- 5万円$   
※損失額は損害額から保険などで補てんされた金額を差し引いた金額です。

●必要な添付書類は  
①被害額を示した、消防署、警察署などの証明書、損害の明細書  
②保険などで補てんされた金額がわかる書類  
③源泉徴収票

●還付金の受取り方  
還付金は、金額の多少にかかわらず本人名義の金融機関口座へ振り込みとなります。金融機関名、預金の種類、口座番号などを確認しておいでください。  
●いずれも詳しくは、若松税務署 ☎(761) 2536へ問い合わせください。

指定の日にお願います。

# 町県民税の申告

町県民税の申告が必要と思われる人には、郵便で「町県民税の申告案内」をお送りします。通知書に書かれている必要書類などを整理して、通知書と一緒にお持ちください。

また、平成三年中に遠賀町に転入された人や、通知書が届いていない人でも平成三年中に収入のあった人は、居住されている区の申告日に申告をしてください。なお、所得税の確定申告をされた人は、町県民税の申告の必要はありません。

## 町県民税の申告受け

### ●日程

2月18日(火)	遠賀川
19日(水)	新町、中央
20日(木)	若松、東和苑
21日(金)	木守、旧停
24日(月)	松ノ本、芙蓉
25日(火)	島津、広渡、道官
26日(水)	尾崎、田園
27日(木)	上別府、浅木
28日(金)	鬼津、今古賀
3月2日(月)	別府、千代丸
3日(火)	虫生津、老良
4日(水)	若葉台、東町、西町
5日(木)	
6日(金)	
9日(月)	

指定の日に来ることができなかった人

●時間 午前9時～12時  
午後1時～4時  
●受付場所 役場2階大会議室

お問い合わせは役場税務課 ☎(293) 1234へ



日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

# 暮らしの Living Information 情報

納期：国民健康保険税(4期)・町県民税(4期)は1月31日まで

お問い合わせは…… 役場 ☎293-1234

## 募集・講座

**勤労者体育センターのトレーナーを募集します。**

- 募集人員 2人程度
  - 応募資格 健康な男性で3月1日より勤務できる人(大学生希望)
  - 勤務時間 月曜から土曜までの17時から21時30分まで
  - 勤務内容 勤労者体育センター内トレーニング室の器具管理と安全管理(指導はしなくてよい)
  - 賃金 一日2,700円
  - 申込み・問い合わせ 遠賀コミュニティセンター内体育振興係 ☎(293)6525へ
- なお、申込みには、履歴書を持参ください。

## 健康マラソン大会の参加者募集中。

- と き 2月23日(日)
- と ころ 総合運動公園周辺道路
- 参加資格 町内に住む小学生以上の人または、在勤在学者
- 競技種目(男女別)
  - 小学1年生～4年生…各組1km
  - 小学5年生～6年生…各組2km
  - 中学1年生～3年生…各組3km
  - 高校生男子、一般男子40歳未満、一般男子40歳以上…各組3km
  - 一般女子30歳未満、30歳以上…各組3km
- 表彰 各種目の一位のみ表彰

## 原子爆弾被爆者二世に対する無料健康診断を実施します。

厚生省では(財)日本公衆衛生協会に委託して、原爆被爆者二世に対する無料健康診断を下記により実施します。受診を希望される人は、最寄りの実施機関の窓口はその旨を申し出て検査を受けてください。

- 対象者 原子爆弾被爆者二世で受診を希望する人
- 受診料 無料

実施機関	所在地	実施期間	受付時間
西日本産業衛生会北九州健診診療所 ☎093-561-0030	北九州小倉北区大門1-6-12(小倉駅前)	4年2月7日(金)～2月19日(休) (日・祝日を除く)	平日 8:30～11:30 13:00～16:00 土曜 8:30～11:30
福岡結核予防センター ☎092-761-2544	福岡市中央区大名2丁目4-7	4年2月12日(休)～2月28日(金) (日曜日を除く)	平日 9:00～11:00 13:00～15:00 土曜 9:00～11:00

● 問い合わせ先 県保健環境部健康増進課老人保健係 ☎092(622)0716

## あなたの意見を聞かせてください 県政モニター募集中。

県では、県の仕事に対するご意見・ご要望などをお聞きするため県政モニターを募集します。

- 応募資格 県内に住む20歳以上の人など
- 任期 平成4年4月から平成5年3月まで
- 申込期間 2月1日(土)から29日(土)まで
- 謝礼 一万二千元を限度として支払います
- 申込み・問い合わせ 〒812福岡

## 技術をつけてみませんか 職業訓練生募集。

県立直方高等技術専門校では、平成四年度の職業訓練生を募集します。

- 科目と人員 機械科20人・溶接科20人・鉄工科10人・铸造科30人・経理事務科30人
- 応募資格 求職者・転職希望者で義務教育を修了している人(応募には職安の指示が必要)
- 募集期間 2月15日(土)まで
- 申込み 最寄りの職業安定所へ
- 問い合わせ 直方高等技術専門校(直方市大字山部921-1) ☎09492(2)1749へ

市博多区東公園7番7号 福岡県総務部広報課公聴係「県政モニター」担当 ☎092(651)1111へ

## 編み物で内職をしませんか。

福岡県内職センターでは、編み物などの内職を希望する人を募集しています。(技術の補足的な指導と材料の斡旋も行います)

- 仕事の内容 ①セーター、カーディガンなどの編み物 ②フランク刺繍
- 申込み (財)福岡県内職センター 北九州駐在事務所 ☎(681)3779へ

## お知らせ

### 危険物取扱者試験を行います。

- 試験日 3月8日(日)
- 種類 乙種第4類
- 会場 北九州大学(小倉南区)

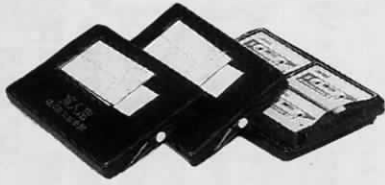
## 無料 交通事故 ご相談

- 電話のご相談もお受けします ☎093-521-2140(直通)
- 相談日：月曜から金曜午前9時半～午後4時40分
- 専門の相談員が親身になってご相談にのります
- 弁護士相談日：毎週金曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会 小倉自動車保険請求相談センター

視覚障害者の皆さんへ

## 録音図書の貸し出しを行っています。



目の不自由な人にも図書室を利用していただくために録音図書の貸し出しを行っています。現在次のテープを用意して皆さんのご利用を待っています。

- 暮しの手帖 曾野綾子
- 誰れのために愛するか 曾野綾子
- 汽車の旅 宮脇俊三
- 働く盲人たち NHK
- 気くばりのすすめ 鈴木健二
- 音楽を愛する人に 芥川也寸志
- 男子の本懐 城山三郎
- 愛深き淵 星野富弘
- みにくいあひるの子 アンデルセン

このテープは2月15日までです。詳しくは図書室までお問い合わせください。 ☎(293)1356  
 なお、月曜日・休日は中央公民館図書室はお休みです。

電話を通じて健康をおとどけます

## 健康テレホンサービス

ハイハイ  
531-8181

2月のテーマ	
月	気になる「わきが」
火	歯の健康シリーズ 治してもらったのに何故痛い
水	子供の嘔吐は危険信号
木	ボケが始まったら家族はどうする
金	鼻血と応急処置
土・日	不眠症について

- 願書受付 2月8日まで 遠賀郡消防本部で受け付けます。受験願書は消防本部予防課で交付しています。危険物準備講習会はありません。
- 問い合わせ 遠賀郡消防本部予防課 ☎(293)12311
- 登記の事務をコンピュータで処理  
福岡法務局水巻出張所では、2月10日から土地・建物の登記事務をコンピュータで処理します。
- 取扱地区 中間市、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町
- 業務処理の変更  
① 「登記簿の謄本、抄本」が、「登記事項証明書」に変更。  
② 登記簿の閲覧は廃止(登記事項要約書を発行。ただし、閉鎖登記簿の閲覧はできます)  
③ 問い合わせ 福岡法務局水巻出張所 ☎(201)2558
- ※ 交付手続は現在と同じです。

## 財形教育融資をご利用ください。

- 融資資格 財形融資を行っている勤労者
- 融資対象 入学金、授業料、寄付金、受験料など
- 融資対象学校 高校、大学(短大含む)、専門学校、職業訓練大学校など
- 融資金額 財形貯蓄残高の5倍
- 進学資金300万円 ・修学資金150万円まで
- 利率 7.8%
- 返済期間 6年以内
- 申込み・問い合わせ 八幡技能開発センター ☎(641)4906

## 宅地建物取引でのトラブルは無料相談所へ

県では(社)宅地建物取引業協会と共催で、皆さんからの土地・建物についての紛争、苦情などを解決

融資金額は学生・生徒一人につき150万円以内(在学中の費用は50万円以内)返済期間は大学・高専などの場合が6年以内、高校・短大・専修学校などの場合は5年以内です。詳しくは、国民金融公庫八幡支店 ☎(641)7715

## 国の教育ローンをご利用ください。

入学金や授業料、アパートの敷金など入学時や在学中に必要な資金を融資する公的制度として国民金融公庫の「国の教育ローン」があります。

け	
ん	
	こ
	う

## 妊婦相談

- 期日 2月3日(月)
- 時間 13時30分~15時30分
- 受付 13時20分~13時30分
- ところ 役場保健室
- 内容 母子健康手帳の交付  
産前・産後の知識  
妊婦体操とお産の補助

## 乳児相談

- 対象者 生後3カ月~6カ月児
- 期日 2月4日(火)
- 時間 9時30分~10時30分
- ところ 中央公民館 和室
- 持参品 母子健康手帳・バスタオル



- 内容 体重・身長測定  
離乳食指導と試食
- 料金 無料
- その他 4カ月児は小児ガン検査セットを配付
- 対象者 生後7カ月~12カ月児
- 期日 2月12日(水)
- 時間 9時30分~10時30分
- ところ 中央公民館 和室
- 持参品 母子健康手帳・バスタオル
- 内容 体重・身長測定
- 料金 無料

- 対象者 生後3カ月~6カ月児
- 期日 2月4日(火)
- 時間 9時30分~10時30分
- ところ 中央公民館 和室
- 持参品 母子健康手帳・バスタオル
- 内容 体重・身長測定
- 料金 無料

施	設	あ	れ	こ	れ	紹	介
⑥							

町内には、たくさんのお体育・文化施設があり、皆さんの学習の場として利用されていますが、中には、利用方法が分からないから「ちよつと」……という声を耳にする施設もあります。そこで、シリーズで町内の施設を紹介しています。

## ミュージック・スタジオに利用ください。



半面ガラス張りでアップライトピアノを常備している音楽室。クラシックバレエ、コーラス、軽音楽などの利用に最適です。料金は2時間900円。利用時間は午前8時30分から午後10時まで。利用者は前もって必ず予約をしてください。(毎週水曜日は休みです)

●問合せ〓コミュニティセンター1 ☎(293) 6525へ

## 軽スポーツの場として最適です。



全面、芝生張りで安心して利用できる。みどりの広場。サッカー、ラゲビーはもちろん、グラウンドゴルフやバドミントンなどの軽スポーツも楽しめます。しかも、町内者であれば料金は無料。ただし、利用者は体育センター窓口に申し出てください。●問合せ〓勤労者体育センター ☎(293) 5434へ

総合運動公園 みどりの広場



# 新しい「借地借家法」 より貸しやすく、より借りやすく

現在の「借地法」「借家法」は、大正10年に制定された法律です。昭和16年に改正されましたが、それ以後、基本的な改正はされていません。そこで、これまでの「借地法」「借家法」、そして「建物保護に関する法律」の三つの法律を一本化し、平成3年10月に新しい「借地借家法」が公布されました。平成4年夏ごろの施行に向けて、準備が進められています。

新しい「借地借家法」は、貸し主の立場を強めたり、借り主の立場を弱めたりするものではありません。いままでの法律では認められなかった新しい制度を導入し、より利用しやすい借地・借家関係とすることが目的なのです。ですから、新しい法律が施行されると、いま住んでいる家を出ていかななくてはならないなどの心配は、いっさい無用です。現在、すでに土地や建物を借りている人の立場は変わりません。更新などについては、従来の法律の規定が適用されます。もし、新法の施行後に更新があっても、また、相続や譲渡で貸し主や借り主が変わっても新法には適用されず、これまでどおりです。つまり、新しい「借地借家法」は、現在の借地人や借家人にはまったく影響がなく、法律が施行されてから契約する人が対象になるわけです。

では、どこが変わるのでしょうか。

**借地権の**  
契約期間が一律になる  
これまでは、借地に建物を建てる場合、木造か鉄筋コンクリート造りかなど、建物の耐久性によって借地権の期間や更新の期間が違いました。新法では、こうした建物の種類別による期間の違いがなくなり、すべて一律になりました(別表)。

**判断材料を加え**  
「正当事由」を明確化  
現行法の仕組みは、契約の期間が終

わっても、原則として契約は更新されます。しかし、「貸し主がその土地建物を使う必要がある場合」など、明け渡しを求める「正当事由」がある場合にだけ、貸し主が契約の更新を拒むことができず、「正当事由」がある場合を判断する要素を、より分かりやすく明確に規定しました。具体的には、「貸し主・借り主双方の使用の必要性」という基本的な事情のほか、「従前の経過」「利用状況」「立ち退き料の提供」も、考慮して判断されます。

**新たに導入した**  
「定期借地権」と「期限つき借家」  
これまでは、一定の期間だけ土地や建物を貸し、更新をしないという契約はできませんでした。そのため、一度貸したら返ってこないの貸さないことになり、利用者にとって不便な面がありました。そこで、新法は、「定期借地権」と「期限つき借家」の二制度を導入しました。

**「定期借地権」は、更新がなく、定められた契約期間で借地関係が終わり、貸し主に土地が戻るといいうものです。また、「期限つき借家」は、転勤などで持ち家に住めない一定期間だけ家を貸し、期限がきたら必ず返してもらおう借家契約です。いままでの法律では、転勤が終わって家に戻らうとしても、貸し主に「正当事由」が認められない限り、借り主が家を明け渡さなくてもよかったのです。**

**地代と家賃の**  
紛争解決に調停制度を導入  
新しい「借地借家法」は、施行前に借地・借家契約をしている人には影響がありません。しかし、これらの方たちにも適用されるものとして、「民事調停法」の改正があります。地代や家賃の値上げ・値下げの争いは、いきなり訴訟にはもちこまず、まず、調停で専門家を交えた話し合いによる解決を目指します。これによって、現在より早く、費用も安く、しかも適正に解決されることになるでしょう。

物	現在借りている人	法施行後に新たに借りる人
鉄筋コンクリートのような堅固な建物	○三十年以上の期間を定められます。 ○更新後の期間も原則三十年です。	○三十年以上の期間を定められます。 ○更新後の存続期間は原則十年(最初の更新後は二十年)です。
木造のような堅固でない建物	○二十年以上の期間を定められます。 ○更新後の期間も原則二十年です。	